

# 下志段味組合だより

## 令和三年度の事業報告と今後の予定

組合長 加藤 鈞

秋晴の候、組合員の皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

今日まで事業が進んでまいりましたのも、ひとえに組合員の皆様方の絶大なご協力のお陰であり感謝申し上げます。事業はいよいよ令和四年十一月二十五日（金）に換地処分のお知らせのととなり、最後の詰め段階となってまいりました。最後まで変わらぬご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

さて、コロナウイルスの感染が拡大している中ではありましたが、第九十四回総代会を七月二十四日（日）に開催いたしました。五十名（うち書面は八名）の総代にご出席いただき、「令和三年度収支決算等」について審議していただきましたので、概要をお知らせいたします。

### 一 事業の状況

令和三年度末における進捗率は、事業費ベースで約九十七%となっております。

工事については、「百七十四街区造成及び第十二号水路等築造工事（その二）並びに区画道路舗装工事」が八月に完成しました。その他の工事につきましても、維持補修工事を除く全ての工事が完了しました。中志段味境の完成形で整備できない公共施設については、換地処分の公告に合わせて道路管理者ではなく、住宅都市局市街地整備課へ引継ぎを行います。

令和元年度から実施している仮清算金の徴収及び交付については、令和二年度に全額の交付を完了し、徴収金についても、九月末が期日である最終の分割納付分を除き、全て完了しました。保留地については、六月末時点で残りが三筆、約百七十七平米となっております。この三筆については、換地処分までに中志段味組合へ処分する予定です。

### 二 今後の予定

換地処分の公告の翌日から新町名に変わります。それに伴い、土地や建物の登記の書き替えのため、地区内の登記事務が停止されます。従来どおり登記事務手続きができるようになるのは、令和五年四月以降となる予定です。皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

また、確定測量の結果、仮清算時の面積と差が生じる一部の方は本清算にて清算をお願いします。（対象箇所は「お知らせ（その三）換地処分・区画整理登記等について（パンフレット）」の二十頁に記載してあります。）

令和五年度に組合を解散したのち清算法人へ移行し、令和六年度には清算法人を結了できるよう、役員が一丸となって鋭意努力してまいりますので、ご支援の程お願い申し上げます。

## 第九十四回総代会報告

令和四年七月二十四日（日）、サイエンス交流プラザにおいて開催しました。

総代五十名（書面出席八名含む）の出席のもと、寺平徳夫副組合長の司会に始まり、議長に加藤友嘉総代を選出して議事に入り、第一号議案を審議の後、賛成多数で議決承認されました。

### 第一号議案 令和三年度収支決算等について

令和三年度収支決算書、事業報告及び財産目録について承認を求めました。

## 総代協議会報告

総代会終了後、総代協議会を開催しました。余剰金の使途に係る組合の方針、今後の予定について説明しました。



※総代会及び総代協議会での主な質問は、裏面に載っています。

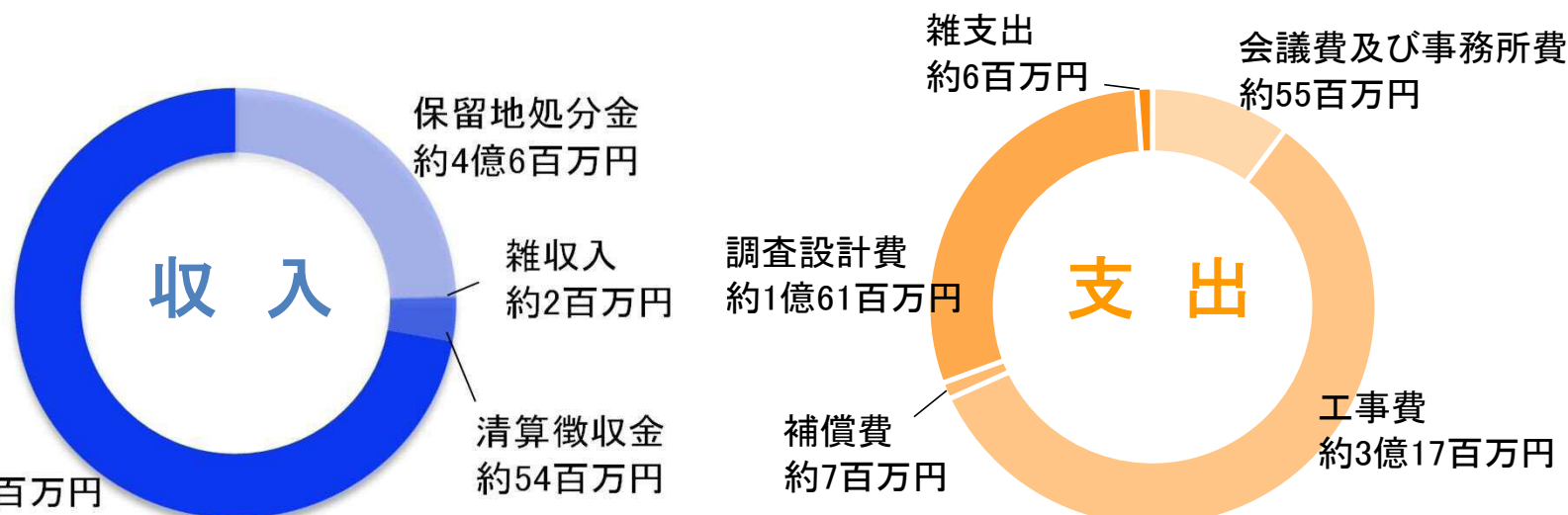
## 監事意見書

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の令和三年度定期監査を実施したところ、収支決算書、財産目録、金銭の収支及び証拠書類等の整理は正確であり、その事務処理並びに事業の執行状況も適切であると認めます。

令和四年六月二十七日

代表監事 室町 鐵夫

## 令和二年度収支決算



収入合計 **1,660,103,689円** - 支出合計 **546,095,772円** = 令和4年度へ繰越 **1,114,007,917円**



76条許可申請に係る取扱いの変更について

下志段味で実施している土地区画整理事業については、令和4年11月25日(金)に『換地処分があった旨の公告』が行われる予定です。...

令和4年8月

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合

1 新規の申請

Table with 2 columns: 申請(意見照会)の受付, 建築工事保証金の預託. 変更後の取扱い: 11月1日(火)からは原則として受け付けません。

2 許可を受けた建築行為等

Table with 2 columns: 着手届の提出, 完了届の提出, 預託済の建築工事保証金. 変更後の取扱い: 換地処分公告の翌日以降は不要です。

※ホームページ掲載中

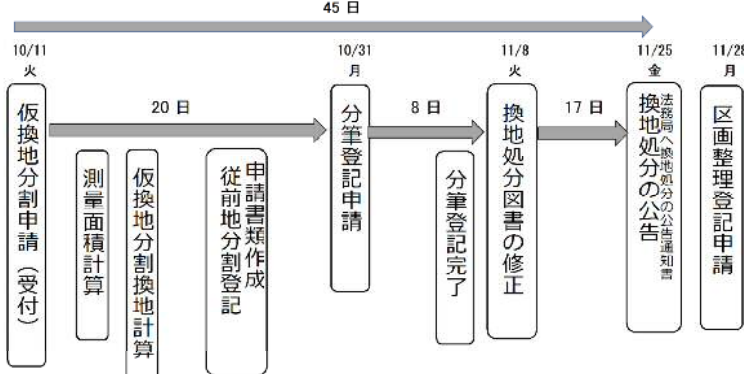
仮換地分割及び権利変更の申請期限について

- ◆仮換地分割は、令和4年10月12日(水)からは、原則として受け付けできません。
◆権利変更(所有権移転等)は、令和4年11月7日(月)からは、原則として換地処分図書に反映できません。

11月25日(金)に予定している換地処分の公告までに仮換地分割、権利変更がある場合、上記期間を過ぎると、換地処分図書に変更内容を反映できません。

換地処分の公告の翌日から令和5年3月31日(予定)まで事業施行地区内の登記事務は停止されるため、期限以降の仮換地分割及び権利変更登記は、登記事務停止の解除後、法務局へ手続きをお願いします。

《仮換地分割に伴う必要な日数》



お問合せ先【事務委託先】(公財)名古屋まちづくり公社 志段味開発部 名古屋市守山区大宇下志段味字西新外670番地 tel:052-736-9071 fax:052-736-9074

※ホームページ掲載中

建物調査について

換地処分に伴い、登記されている建物の所在地及び家屋番号が書き替えられます。

そのため、現在登記されている建物について、実際に現地にあるかどうか等の現地調査を行う必要があり、令和4年9月中旬から10月初旬まで予定しています。

令和3年度 決算図

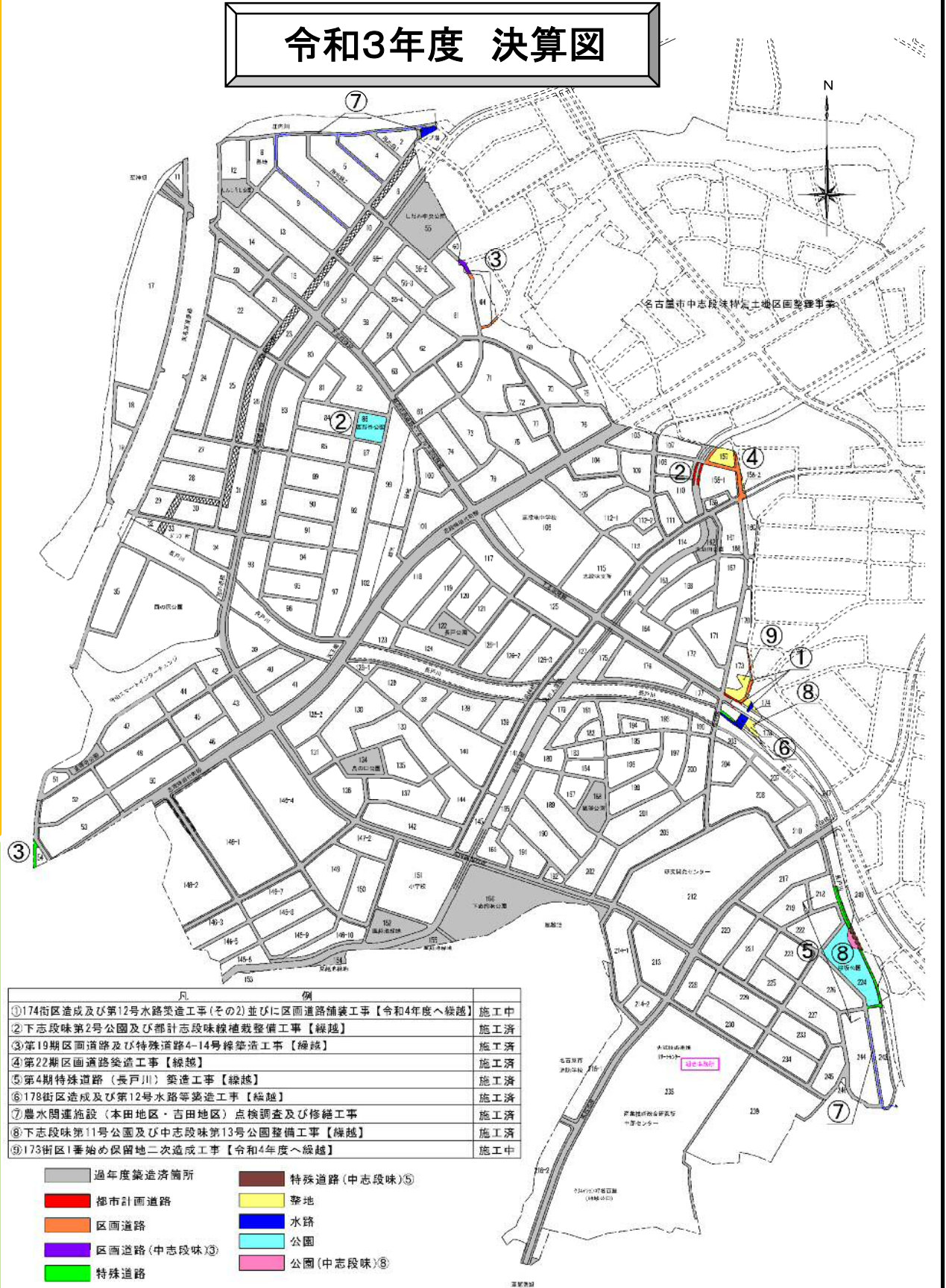


Table listing construction projects with their status. ①174街区造成及び第12号水路築造工事(その2)並びに区画道路舗装工事【令和4年度へ繰越】 施工中

- Legend for map symbols: 過年度築造済箇所, 都市計画道路, 区画道路, 区画道路(中志段味)③, 特殊道路, 特殊道路(中志段味)⑤, 空地, 水路, 公園, 公園(中志段味)⑥.

Q 仮清算金の支払い前後で所有者が変わった場合、本清算の通知は誰に送られるのか。
A 新しい所有者の方に送られます。
Q 仮清算交付金を貰っているが、確定申告は必要か。
A 税務署へ確認しましたが、個々の交付金額や所得等により一律に返答することは難しいとのことで、個々で税務署へ相談していただく必要があります。

総代会及び協議会での主な意見

Q 仮清算金の徴収で揉めている件はあるか。
A 一括納付は全て徴収が完了しています。
Q 分割納付は九月末期限分を除き、全て徴収完了しています。